

# 官民競争入札等監理委員会 第52回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第52回 官民競争入札等監理委員会

### 議事次第

日 時：平成 21 年 8 月 20 日（木）10：00～12：00

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

#### 1. 開 会

#### 2. 審 議

##### 議題 1 実施要項（案）について

- ・高齢期雇用就業支援コーナー事業
- ・データベースシステム運營業務

##### 議題 2 統計 3 事業の実績評価について

- ・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査
- ・就労条件総合調査
- ・経済産業省企業活動基本調査

##### 議題 3 意見募集の結果報告及び情報公表要請受付の開始について

##### 議題 4 官民競争入札における入札関係書類の評価について

- ・企業・消費者向け教育・研修事業

##### 議題 5 趣旨説明の結果報告

##### 議題 6 検討状況聴取について

##### 議題 7 見直し案の評価方法の検討について

#### 3. 閉 会

#### <出席者>

##### (委 員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、近藤委員、野原委員、吉野委員、渡邊委員

##### (事務局)

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは時間になりましたので、「第 52 回官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題ですけれども、お手元にあります議事次第のとおりであります、そのうち議題 4 につきましては予定価格等の非開示情報が含まれているということ、それから議題 5 以降であります、これについては委員同士による率直かつ自由な意見交換というものが必要であるということからしまして、本監理委員会運営規則 5 条の規定に基づいて会議を非公開といたしまして、後日議事要旨を公開するということにしたいと思います。

最初の議題であります実施要項案の審議に早速入りたいと思いますが、ここにありますように 2 件あるわけですが、これを本委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○落合委員長 それでは、異存がないようでありますので、早速御審議をお願いしたいと思います。

この件につきましては、入札監理小委員会で審議をしまいいりましたので、その審議の結果につきまして 2 件まとめて入札監理小委員会の榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 榎谷でございます。まず資料 1－1 でございますが、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高齢期雇用就業支援コーナー事業の民間競争入札でございます。

まず業務の内容でございますけれども、支援コーナーの周知について業務の内容に記載がないということで、利用者を集めてサービスの質を達成するためにはこれは非常に重要だということが考えられるために、業務の内容として明確に記載すべきではないかというような論点。

あるいは、2 つ目の丸でございますけれども、支援コーナーの周知に当たっては機構やハローワーク等の関係機関との協力が重要であると考えられるために役割分担を明確にするとともに、受託事業者に協力をする旨の記載をすべきではないかというような論点でございました。

これにつきましては、入札要項の中で支援コーナーの周知を一つの業務として記載していただいたということと、機構が行う周知活動として支援コーナー共通のリーフレットを作成することを記載するとともに、ハローワーク等の関係機関からの協力を従来どおり確保するための機構が厚労省に対して協力依頼を行うことも明記させていただきました。

それから、「サービスの質について」でございますけれども、サービスの質については 2 つのことがございます。

1 つは、対応時間に応じてポイントを算出しているわけですが、悪く考えればただらとやった方が時間が長くなるので民間業者のポイントが高くなるというおそれもないわけではないということです。したがって、機構がモニタリングをできる仕組みを定めておくべきではないかという論点がありました。

これに対しまして、対応といたしましては、モニタリングの仕組みとして受託事業者は1件ごとに相談記録を付けることとして、機構は必要に応じてチェックするということによって、相談時間が相当であるかなどをチェックすることをしていただきました。

あるいは、行動変化率というんでしょうか、相談の結果、相談者の行動の変化についてのサービスの質でございますけれども、利用者のコーナーの利用とか行動変化、これは就職活動を始めたとか資格の勉強を始めたなど、行動が変化しているわけですが、その因果関係をどのように確認するのかという論点が1つあります。

これに対しまして、行動変化の調査というのは機構が作成する調査表によって行うこととして、調査表にコーナーの利用と行動変化の因果関係を確認するための質問を設定していただきました。

情報開示につきましては、具体的な情報を各相談件数とか、相談内容の内訳とか、各セミナーのテーマとか参加人数等、具体的な情報を開示すべきではないかということなのでございますけれども、これに対しまして情報開示の充実についてはこのような記載ということでもちゃんと記載していただいたということでございます。

それから、3ページで実績評価でございます。ここは若干の課題だったんですが、事業終了後の実施状況の調査に当たりましては市場化テストによる実施地域と市場化テストによらない当該地域の実施地域の実績について、地域間の比較を行うこととしているということです。

ところが、公平性の確保ができなければ受託事業者がかえってハンディを負うことになりまして、比較を行うことができないではないかということだったんですが、これに対しまして地域間比較に当たりましては関係機関からの協力の度合いなど、地域間の違いが実績に与えた影響を検証して、その結果を考慮した公平な比較を行うことを機構で確認し、実施要項にその旨を明記していただいたということでございます。

それから、2-1でございます。独立行政法人経済産業研究所のデータベースシステムの運營業務でございます。

まず質の設定でございますけれども、経済産業研究所が重視する点、これは委託先におけるデータ入手時のミス回避するための工夫とか、データ入手後の作業においてミスを回避するための工夫を踏まえてサービスの質を設定すべきではないかという論点に対しまして、この重視する点を踏まえまして、新たに以下の2点を質として設定していただきました。データ入手後に適切にデータを入力することと、データベースのサーバーを適切に管理することについて実施要項に記載していただいたこととあります。

納期でございますけれども、これはいろいろなところから統計が公表されてそれを集計するという作業ですが、そのいろいろなところからの統計公表が遅れたとか、統計公表の様式の変更に関わる研究所からの対応、指示の遅れなど、請負先の責めを負わないような理由で納期が守れないこともあり得るということで、その場合の対応を実施要項に明記する必要があるのではないかとございまして、これについてもしっかりと明

記していただいたということでございます。

情報開示につきましては、必要な情報を経費とか作業員の日数について必要かつ十分な情報開示をすべきということでもございましたけれども、これに対しましても経費とか作業人数、日数等の詳細を明らかにしていただきました。以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告がありましたように、本実施要項案につきまして本委員会として了承ということにしてよろしいでしょうか。

それでは、異存がありませんので公表サービス改革法 14 条 5 項の規定によりまして付議されました本実施要項案について、本委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、次の議題であります。統計 3 事業の実績評価についてというものであります。これは、事業を終了した後に所轄官庁から実施状況の報告を受けて、内閣府において実績評価案を作成するという流れになっておりまして、同評価案につきましては既に入札監理小委員会においても御審議をいただいているということでもあります。その内容につきまして、内閣府の方から御説明をお願いいたします。

○内閣府 それでは、内閣府から御説明をさせていただきます。

お手元の資料ですけれども、資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3 と、各事業ごとの評価案になっております。中身の構成でございますけれども、いずれも 5 ページ目までは当室が作成した評価案ということで、6 ページ以降に各所管省の実施状況の報告を添付しております。

これらの 3 つの事業につきましては、いずれも平成 20 年度は単年度で事業が実施されておりまして、21 年度以降は引き続き公共サービス改革法に基づく民間競争入札による事業として、いずれも複数年度で実施をするということになっております。

初めに 3 事業全体について申し上げますと、いずれも達成すべき質は確保されたものと評価しております。また、民間事業者の創意工夫についてもいろいろと報告がございまして、これらについても評価をしております。

なお、各事業は民間競争入札の実施によりまして、いずれも従来経費を下回る価格で落札されております。

なお、民間事業者からですけれども、当初見積と実績についても報告を受けておりまして、これについては今回が本調査を民間委託する初めての事業であったこともありまして、今後は乖離は縮小していくのではないかと整理をさせていただいております。

それでは、各事業について御説明いたします。

まず資料 3-1、厚生労働省所管の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査についてでございます。

2 ページの下の方を御覧いただきたいと思います。この事業につきまして、達成すべき質としては調査対象の種類別の回収率というものを設定しておりましたが、結果は過去の実績値にほぼ近い水準を確保したということでございます。

それから、3ページの上の方でございますけれども、例えば2つ目のボツのところにもありますが、ウェブを利用したオンラインでの回収を行うといったところなど、民間事業者の創意工夫が回収率の確保に貢献したものと評価しております。

ただ、その後にありますけれども、督促着手が若干遅れたということがあったということでございまして、これにつきましては、今後は今回の経験を踏まえ、早い段階から計画的に実施体制を整えることが望ましいのではないかと整理しております。

次に資料3-2にまいりまして、こちら厚生労働省所管の就労条件総合調査でございます。3ページでございますけれども、達成すべき質といたしましては全体の有効回答率に加えまして企業別の有効回答率ということを達成すべき質として設定しておりました。結果は、いずれも過去の実績値を上回る水準を確保したということでございます。

なお、3ページの下の方にもありますけれども、こういう調査はなかなか調査協力の拒否というような事案もありまして、そういった場合は厚生労働省からも督促を行ったということで、今後とも官民の適切な連携が必要であると考えられます。

それから、4ページの上の方にまいりまして、民間事業者のいろいろな創意工夫があったということが報告されております。これらは、業務の効率化や回収率の向上に寄与したものと高く評価をさせていただいております。

続きまして、資料3-3で経済産業省所管の企業活動基本調査でございます。質につきましては2ページということで、こちらは全体の回収率を設定しておりますが、評価のところでございますけれども、この調査は平成4年から調査開始をしてきて、今までは経済産業省の方で実施してきたということでございますが、今回民間事業者に実施していただきまして、過去最高の水準を達成したということでございますので、非常にこの点は高く評価されるものと考えられます。経済産業省からも民間事業者のノウハウや創意工夫をいろいろ活かした試みがされたということで、この点は高い質の確保に非常に貢献したものと高く評価をさせていただいているところでございます。

駆け足でありましたが、内閣府からの説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。何か御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○本田委員長代理 今のことで質の方はわかったんですが、経費の方は計画よりも随分実績が大幅に増えていますね。

○内閣府 はい。

○本田委員長代理 それは、入札者が全部自分で負担しているんですか。

○内閣府 そうです。

○本田委員長代理 それはどういうことですか。随分差があるなと思うんですけども。

○内閣府 基本的に、入札行為は入札行為として競争入札の中で応札されるわけで、本来はそこで終わりなんですけれども、コストの構造を見るために一応こういう形で民間事業者の方から実績と当初の見積を報告していただいたということで、各事業者はこの調査は

初めての事業の請負ということもあって若干そういった点で多く出た部分があった。その幅についてはそれぞれの企業の特徴というものもあるので、こういう形になっているということでございますが、今後経験を積み重ねていくとこういった点もある程度縮小できる部分があるということは、民間事業者の方からもヒアリングをしたんですけれども、伺っているところでございます。

○本田委員長代理 これから複数年というのも考えていくということですか。

○内閣府 そうです。この事業は、この結果を受けまして 21 年度事業は複数年でやるということになっています。

例えばシステム開発などをしますとそういったことはノウハウとして使える部分もございますし、初めてやったものですから次回に経験したものでやると、どういうタイミングで督促をすればいいか、実施体制をどのようにしていけばいいかということはある程度明らかになっていくということだと思います。

○樫谷主査 本田委員の質問に関係するのですが、要するにそれは基本的な先行投資部分もこの実績の中にはある程度含まれているというふうに理解してよろしいのですか。

○内閣府 そういうことになります。

○落合委員長 他に、どうぞ。

○野原委員 私自身もこれに類するような調査を、官民競争入札では全然ないんですけれども、受託することも多々あって、具体的にどういうところで思ったものと違ったんだらうというのは何となくわかる気もするんです。

何を言いたいかと言いますと、今回は初回ということで民間側が多分こんなふうに進むだろうと思っていたようには進まなかったということが起こったと思うんです。それはなぜかという、官の中で自分たちのルールみたいなものが勝手にあって、それを一般化して外に出そうと思うと、なかなか思ったように意思疎通ができなかったり、あるいは督促をかけるにしてもどこまでこだわって督促するのかとか、どこまでの回答をきちんと求めるのかというようなところを調整し切れなかったのではないかと推察されるわけです。

こういうことを今後も各省庁に向けて調査の市場化テストをどんどんやっていくと言っていくわけですが、同じことが毎回起こって民間側がいつもかなりの超過になるということを繰り返すのはよろしくないと思うんです。ですから、せっかくこういう貴重な経験ができたわけですから、ここからどうやって次に何かを生かせばいいかということを是非検討いただきたいと思います。

これは、民間の人にももちろん聞くと、いろいろと本音でいいから言ってくれといえいろいろのことを言ってくれるのではないかと思いますし、まずそういう実態を把握していただくということと、それに対して発注をかける官の側が、では何を変えられるんだらうかということを是非御検討いただいて、何か今後に生かせるものは出していただければと思います。

○落合委員長 ありがとうございました。

では、小林委員どうぞ。

○小林委員 この点は、この評価案を審議する中でいろいろ議論になったところなんです。それで、この実施経費の評価についてはいろいろ御意見をいただいたとおり、これからもやはり精査をしていく必要があるということは確かであると思います。

ただ、ここのコスト構造がここに出てきている見積もり額と実績というものをそのまま評価していいかという問題もまたあるわけです。

といいますのは、ここには民間事業者はその事業を受託を受けることによって、それを効率的にやるということもありますし、質を達成するという責務も課されるわけですが、民間事業者ですからそれからやはりコストダウンを行って収益といいますか、利益を出すということも業務の中に含まれていると思うんです。

ただ、これを見ると利益はないわけです。赤字が出ているということに評価できるかどうかということはまた別の問題でありまして、ここで実績としてコストの中に含まれている本当のコスト構造を知るためには、もうちょっと密な分析が必要だと思います。

ですから、ここの部分についてはこれから実績評価に当たって更に検討課題にされることがあると思うんです。つまり、民間事業者側のコスト構造の把握というものと、それから単純に委託金額とその実績の比較というものがイコールになるかどうかということそれは別の問題なので、そこについては今後、民間事業者の創意工夫がどんなふうに行われたのかということをもっと分析する必要があるとあって、この数字をそのまま分析することにどのぐらいの意味があるかということ、やはりこの委員会としてもといいますか、理解しておくべきだと思います。

ですから、この実施経費の評価については考慮すべきところがまだ残されているというふうに考えた方がよろしいのではないかと思います。

○落合委員長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 私もちっと実施経費のところが気になりまして、先ほど先行投資という話も出たのですが、逆に私はそのことの方が気になっていまして、私の個人的な経験で恐縮ですが、やはりどんなビジネスでも立ち上げると3年くらいは赤字になるのはやむを得ないとよくビジネスの方から聞くこともあり、単年度でいきなり本当に利益がどんと出るようなことが民間事業者にやれるかというと、そのこと自体は疑問です。

ただ、他方、最初に先行投資だと言って割と低い金額で請け負って、2年目以降に最初の蓄積があるので安い金額で応札できますと。よく公共調達の際に、割と単年度の入札を重ねるような場合に懸念されることだと思うんですが、ここで持ち出してもやはりきっちり業務をやり遂げたということは重要だとしても、余り赤字が大きい。特に倍ぐらい実施経費と入札金額に差があるようなものについては、やはりもともと入札金額でよかったんだろうかという疑問もなしとはできないと思うんです。

申し上げたいのは、要は先行投資で一回やって、それで次年度以降また自分たちが競争力というか、継続して競争力を持つところの発想でとるようなことが続くと、多分

この仕組み自体がうまくいかないことがあるので、内閣府で事務局の方で検討される際に、ちょっとそういう観点で注意をしていただけたらと思います。

○落合委員長 小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 今の御意見に賛成でございまして、先行投資といいましてもこれは単年度で次から複数年度になってここが取れるという保証は全然ない。

ただ、こういうサービスについて今後参入していくということではよいのかもしれませんが、この実績評価のところはあくまでも実績がこうだったというのは参考までに聴取したということですね。

○内閣府 そうです。

○小幡委員 これはこの形で公表するわけですね。今、小林委員がおっしゃったように、コスト構造がわからないから、これが直接本当に一対一対応になっているかということ自身も精査する必要があるということがございましたので、少なくとも注意書きか何かで、一応その業者に実績は実際このくらいだったということを聴取したものを参考までに記載しているということは書いておいた方がよいと思うんです。それで、本当にこんなにかかるのではという話に今後なりますし、これがそのまま出ますと完全に赤になっているということになりますよね。

ですから、多分実績で書かれていることは正しいというか、客観的にはそういうことだろうと思いますけれども、あくまでもその構造はわかりませんので、聴取した結果こういう数値が出されているという程度のことだということをはっきりさせておいた方がよろしいのではないかと思います。

○落合委員長 どうぞ。

○野原委員 先ほどからの皆さんの御意見に基本的には賛成なんですけれども、先ほど私が申し上げたかったことはちょっと違いまして、金額の問題ではなくて、これまで官が自分でやっていたことを外に発注するとなったときに、官の方が仕事の仕方を変えなければいけない部分というのがすごくあると思います。

これは調査に限らずだと思うんですが、ずっと継続的にやっているものについても経験するんですが、何でもそうかもしれないんですけれども、こういう調査などはどこまでやればそれが丸で、どこまではやっていいことなのかというグレーゾーンが結構あるわけですね。その際に、どうしてももっとどこまで何度も督促しろとか、もっとどこまで回答を書いてもらえとか、そういうことが起こりがちなことが、よく官の調査を受けるとありまして、民間がやっている中でこれくらいが妥当なやり方だと思っているものを超えて業務をどんどんやらなければいけないことが起こっているんじゃないかということを私は危惧したんです。

それは一例なんですけれども、そういうように官の中であれば自分たちの常識といいですか、ある不文律のルールで動かしてきたものを外に出すことによって、やはり官の中だけではない一般の調査市場と同じようなやり方をしていくということも必要で、そうしな

いと市場化テストそのものがうまく動かないのではないかと感じるわけです。

そういったことを洗い出していくきっかけとして、金額どうこうというよりも、仕事の出し方とか、出した発注先とのやり取りの仕方といったようなことで官側にも変えた方がいいことがあるかもしれないというように点を少し注目して、せっかくの事例があったわけですから今後に生かしていただけるといいなと思います。

金額のことはいろいろ両方あり得る。安目にとるとということもあるでしょうし、今、申し上げたようなことで本当にかかってしまって苦勞をして、もう二度とやりたくないと思っているかもしれないというような両方あり得ると思いますので、それはそれで皆さんの御意見に賛成ですけれども、ちょっと違った観点で業務の仕方ということについても今後に生かしていただければと思います。よろしくお願いします。

○落合委員長 小林委員、どうぞ。

○小林委員 今の野原委員のお話は適切だと思うんです。それで、ここの実施経費についての評価のところで学ぶべきことというのは、イの「評価」の第2パラグラフというか、最後のパラグラフのところに、民間事業者における当初見積もりを実績が上回っていることについては、初めての事業だったこともあり、官民とも経験を積み重ねていけば乖離は縮小していくのではないかと考えられるというふうに、ちょっと控え目に書いてあるんですけども、この3事業ともについて言えることは、実施の督促だとか、いろいろな実施の仕方について、もうちょっといろいろな連携があって、官の方のノウハウというか、経験というものも民間の方にいけば、民間の方は人件費がすごく高くなっているというのは、本当は適切なこういう人件費の人がやればよかったんだけど、急にいろいろあって高い人件費の人がかかってしまったとか、いろいろとそういうことがあると思われるんです。

ですから、官が今までやっていた業務というのを民間に受託するときに、官の経験値というものを民間の方にもっと連携してやっていかなければいけないということがこの実績の経費の中に含まれているということは言えると思うので、その部分を強調といいますか、そこがここから得られる知見といいますか、そこが一番重要なところなんだろうと思います。

○内閣府 ただいま、委員の皆様からいろいろと御指摘された点は十分承知しております、各実施省といろいろと協議をしたやり取りの中でも、当然民間の方だけではなくて、官の方でもいろいろと改善すべき点がある、官の方も初めての経験だということがあったので、やはりその点は改善すべきところがあって、それぞれの省において初めての市場化テストの事業でしたので、その辺は経験を十分活かしていく必要があるということは各省も十分認識しているということです、その辺は当方としても十分認識しております。それで、評価の最後の部分も若干控え目ではありますが、こういう表現をとらせていただいているということでございます。

また、小幡委員からの御指摘もありましたが、評価案も当初は金額としての「額」というような、もう少し強い表現を使っていたんですけども、入札小委員会でもその辺はそ

う完全な金額としてとらえていいのかというような御指摘もありましたので、少し控え目な表現、「見積」と「実績」という表現に直しています。また最初のところには民間事業者から厚生労働省に報告されたものであるということを書いているものですから、「参考」とことを前面的に出すまではいかずにちょっと控え目に書いたのですけれども、本日のご指摘を踏まえまして、民間事業者から聴取したものというニュアンスを強めて、「参考」という言葉を付け加えることも考えられるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○落合委員長 いかがでしょうか。今、事務局の方から話がありましたけれども、今日出ました議論を踏まえた上で、必要な修正部分があれば修正をしてもらう。それで、修正の内容につきましては恐縮ですが、委員長に一任ということにさせていただきたいと思います。

それでは、他に特段御意見がなければ次の議題に移りたいですが、したがってこれにつきましては今の留保条件を付けた上で監理委員会として了承ということによろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○落合委員長 それでは、そういうことにさせていただきます。

続きまして、「意見募集の結果報告及び情報公表要請受付の開始」という議題であります。これも、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○上野参事官 まず、意見募集の結果報告及び情報公開で、意見募集の方から御説明させていただければと思います。

今回、公共サービス見直し案ということで色々作業をしているところでございますけれども、資料4-1を見ていただければと思います。

7月10日から7月31日の間、この見直し案に関しまして意見・提案の募集を行ったところでございます。それが、この別紙の方に付いております横の表でございます。全部で10の企業あるいは個人の方から35件ほど出てきているところでございます。

これにつきましては、今回行っている各省庁の見直し案の検討の参考にするということで、資料の4-1というのは8月5日に各省庁に送っている紙でございますけれども、これを参考にして各省庁で更に検討を進めるという位置づけのものでございます。

その際に、資料4-1のところの真ん中辺りに書いてありますが、過去の意見募集の結果についても再度検討をして、今回得られた意見とともに参考に検討していただくというようなことを言っているものでございます。

それで、この別紙の方、横の方を見ていただければと思います。時間の関係上、説明は簡単にいたしますが、複数の意見を出している方もおられますので、どういう方から出てきているかを属性だけ説明しますと、1番目が企業の方、2番目も企業の方でございます。それで、この関係府省というところで、これは特定をしているところもありますけれども、バーが引いてあるところは市場化テストに直接関係しないようなもの、あるいは自治体関係のもの、それから人事院等から出ていますけれども、この法の対象となっていない方、

そういうところはバーにさせていただきます。

2 ページ目に移りまして、3 番目は個人の方ですね。それから、4 番目、5 番目は企業の方でございまして、ここで監理委員会事務局が担当になっておりますけれども、これは暴力団対策といたしまして、入札する際にその会社の役員、それから親会社の会社の役員の住民票を取ってくる。これは大変だという話が、これに限らず出ているものがあるわけでございますけれども、これについて2 件出てきているところでございます。これについては、事務局の方で警察と協議をしているという状況でございます。

それから、6 番目から9 番目は企業の方から出てきたものでございます。これは、事務処理業務代行、その他全般的なことについて出てきているものでございます。

それから、10 番目から26 番目はシンクタンクの方から出てきているものでございます。これは、相当細かく具体的に場所なども指定して書いているところでございまして、参考になるのではないかと考えているところでございます。

それから、5 ページ目に移りまして27 番目から32 番目、これは個人の方が出しておられるものでございます。

それから、33 番目と34 番目は企業の方、IT 関係のようではございますけれども、同じ方が出しているものでございます。

35 番目は経済団体から出ているもので、中小企業関係について中小企業に配慮した形にしていただきたいという意見が出てきているものでございます。これは、各府省の方にも送っているものでございますけれども、これからヒアリングを各省からしていく際の参考になると思いますので、また御覧になっておいただければと考えているところでございます。

とりあえず最初の意見募集については以上でございます。

○山谷企画官 続きまして、資料4-2でございます。「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集等の実施」とございまして、こちらの方は毎年度行っております基本方針の改定に当たりまして、民間からの意見を募集することと、その意見を出す前提で国の情報について公開してほしいものを民間から受け付けて募集するというものでございます。

この意見募集につきましては、いわゆるもみじ月間あるいはあじさい月間ということで、構造改革特区あるいは規制改革と同時に一元的に情報を受け付けているということでございます。

2. のところで「今後の予定」でございますけれども、まず明日、8 月21 日から9 月11 日の間で情報公表要請の募集を行いたいと思っております。

それから、3 つ下がりまして10 月から11 月ごろにいわゆるもみじ月間ということで意見の募集を行うということにしております。それで、各省から回答をいただきまして、12 月にホームページで回答をするということを予定しております。

事務局からは以上でございます。

○落合委員長　ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、本日の御報告について事務局の方で更に進めるということをお願いしたいと思います。

次の議題からは非公開審議ということになりますので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。